

通学形態変更届

(自宅外→自宅)

奨学生→学校→異動・補導係

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。

なお、確認書で確認し、誓約・同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、確認書並びに誓約書及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。

奨学生番号										学籍番号	提出日	西暦 20 年 月 日
5	2	0									生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)
6		0							(注)	フリガナ		
大学										学部	学科(科)	年次
短期大学										課程	研究科	氏名(自署)
学校												

(注) ・給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている場合は必ず記入してください。(貸与月額が0円の場合を含む。)
 通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
 ・在籍報告で通学形態の変更を届出(入力)している場合は、本届の提出は不要です。
 ただし、振込超過が発生し返戻が必要な場合は、本届でに振込金受取書コピーを添付して提出してください。

機構使用欄 (変更始期)	年		月	
	2	0		

■ 通学形態変更(自宅外通学→自宅通学)

変更内容	<input type="checkbox"/> 自宅外通学→自宅通学へ ➡ 【変更始期】自宅外要件を満たさなくなった日(※)の属する月の翌月(月の初日の場合はその月)
自宅外要件を満たさなくなった日	西暦 年 月 日

(※) 自宅へ転居した、別居していた生計維持者と同居を開始した、別居していた生計維持者が近隣に転居してきた、家賃の負担がなくなった等

- (注1) 第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規程に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)します。選択可能な範囲で月額変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願ってください。
- (注2) 通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借入金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借入金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります(学校を通じてお渡します)。
- (注3) 通学形態変更の届出が遅延し、遡って減額処理となった場合は反映月以降の振込金額で精算します。支援区分変更や休学・退学などの異動等により振込超過金の精算ができない場合は返金が必要です。
- (注4) 給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている者が、給付奨学金の支援対象外となった期間に自宅通学となった場合は「第一種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)」(貸与様式2-2)で願ってください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

●学校記入欄(必須)

返還誓約書(第一種奨学金) 機構提出 (<input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/>	提出済
---	--------------------------	-----

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
- -		
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関保証が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

異動・補導係 郵送必要 入力不可

■給付奨学金の給付月額

奨学生本人および生計維持者の収入状況および資産状況に基づく支援区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※第IV区分(理工農系)は、支給月額が0円となります。

(単位:円)

	大学・短期大学・専修学校(専門課程)				高等専門学校(第4学年以上)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第I区分	29,200 (33,300)	66,700	38,300 (42,500)	75,800	17,500 (25,800)	34,200	26,700 (35,000)	43,300
第II区分	19,500 (22,200)	44,500	25,600 (28,400)	50,600	11,700 (17,200)	22,800	17,800 (23,400)	28,900
第III区分	9,800 (11,100)	22,300	12,800 (14,200)	25,300	5,900 (8,600)	11,400	8,900 (11,700)	14,500
第IV区分 (多子世帯に限る)	7,300 (8,400)	16,700	9,600 (10,700)	19,000	4,400 (6,500)	8,600	6,700 (8,800)	10,900

■給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合の貸与月額

給付奨学金又は授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が調整されます(併給調整)。併給調整後の貸与月額は、下表のとおりです。

※高等専門学校本科1~3年生、及び大学院については、給付奨学金対象外のため、貸与月額の調整はありません。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

※通信教育課程や夜間部在籍している人の貸与月額は、本機構ホームページを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

※給付奨学金を本人都合による停止とした場合、併給調整は解除にはなりません。下表のとおり月額となります。

※「第一種奨学金貸与月額変更願(届)」(様式2-1・2-2)を提出する際、「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。

(単位:円)

大学	国公立		私立		
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第I区分	0 (0)	0	0 (0)	0	
第II区分	0 (0)	0	0 (0)	0	
第III区分	20,300 (25,000)	13,800	21,700 (20,000、30,300)	19,200	
第IV区分	多子世帯	26,500 (20,000、31,400)	23,100	29,800 (20,000、38,700)	20,000、30,400
	理工農系	併給調整されません (給付奨学金及び授業料等減免の支援対象外のため)		20,000、34,500 (20,000、30,000、44,500)	20,000、30,000、 44,500

(単位:円)

短期大学	国公立		私立		
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第I区分	0 (0)	0	0 (0)	0	
第II区分	3,800(7,100)	0	0 (0)	0	
第III区分	24,300(29,000)	17,800	22,900(28,500)	17,400	
第IV区分	多子世帯	29,500 (20,000、34,400)	26,100	20,000、30,400 (20,000、36,300)	28,000
	理工農系	併給調整されません (給付奨学金及び授業料等減免の支援対象外のため)		20,000、30,000、40,000 (20,000、30,000、47,000)	20,000、30,000、 47,000

(単位:円)

高等専門学校 (第4学年以上)	国公立		私立		
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第I区分	7,900(5,600)	0	0 (0)	0	
第II区分	20,200(20,700)	15,100	0 (0)	0	
第III区分	20,000、32,500 (20,000、35,800)	20,000、33,000	24,600(28,800)	26,000	
第IV区分	多子世帯	20,000、35,700 (20,000、39,600)	20,000、37,500	20,000、31,700 (20,000、36,600)	20,000、34,500
	理工農系	併給調整されません (給付奨学金及び授業料等減免の支援対象外のため)		20,000、33,500、 (20,000、30,000、40,500)	20,000、30,000、 40,500

(単位:円)

専修学校(専門課程)	国公立		私立		
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第I区分	1,900(3,800)	0	0 (0)	0	
第II区分	16,200(19,500)	0	0 (0)	0	
第III区分	20,000、30,500 (20,000、35,200)	24,000	23,800(29,400)	18,300	
第IV区分	多子世帯	20,000、34,200 (20,000、39,100)	20,000、30,800	20,000、31,100 (20,000、37,000)	28,700
	理工農系	併給調整されません (給付奨学金及び授業料等減免の支援対象外のため)		20,000、30,000、40,700 (20,000、30,000、47,700)	20,000、30,000、 47,700